

市街化調整区域における建築形態規制の指定について

県では、市街化調整区域の容積率や建蔽率などの建築形態規制について見直しを行い、野田市においては、次のとおり指定をしました。

(平成16年5月1日から適用)

	指定値
容積率	200%
建蔽率	60%
道路高さ制限	勾配1.5
隣地高さ制限	高さ20m+勾配1.25

※上記は、一般的な建築基準法上の規制であり都市計画法に基づく開発行為などの許可の基準により異なる場合があります。